別紙２

第23回にいがた食の安全・安心審議会の議題における委員からの御意見等

議題１　今年度のにいがた食の安全・安心審議会の運営について

No.	委員名	御意見	委員からの照会に対する回答	回答担当課
1-1	城委員	運営方針（案）に賛成します。		
1-2	高内委員	運営方針案に基本的に賛成いたします。		
1-3	田村委員	審議会の時期や回数については、御提案のとおりで結構です。		
1-4	光永委員	３回の審議会開催を含む運営につきまして、特に意見はございません。		
1-5	石田委員	本来であれば集合形式が望ましいが、コロナ禍においてやむを得ない状況と思います。10月開催も十分に御検討を願いします。		
1-6	市川委員	集合形式だとほかの方々のいろんな御意見を拝聴しながら考えられます。		
1-7	横尾委員	今後の運営方針（開催予定）等について賛成いたします。		
1-8	小林委員	現在、出されているスケジュールで良いと思います（年３回）。		
1-9	津野委員	ご提案の方向に賛成です。		
1-10	浦上委員	新型コロナのため会議を開けないのは致し方ないが、紙の資料だけでは十分に理解ができない。会議での口頭説明をYouTubeなどで配信する事はできないでしょうか。	にいがた食の安全・安心審議会の開催方式については、集合形式を基本として状況に応じて書面やインターネットの活用も検討し、開催します。 書面の場合であってもできるだけわかりやすい資料作成に努めます。	生活衛生課
1-11	田村委員	開催形式について、少なくとも第25回は、対面又はZoomなどを利用した形式を御検討いただきたく存じます。 書面ではむずかしい内容もあると思いますので。		
1-12	青木委員	今後の開催については、コロナ禍の感染拡大の状況により、臨機の対応になると思われます。なるべくなら随時の開催を希望します。経過を見守るしかないか。		
1-13	横尾委員	新型コロナウイルスの感染拡大が続いている状況下にあるため、開催方法等についてはその時点での状況を十分考慮してご判断をお願いします。		

別紙２

第23回にいがた食の安全・安心審議会の議題における委員からの御意見等

議題１　今年度のにいがた食の安全・安心審議会の運営について

No.	委員名	御意見	委員からの照会に対する回答	回答担当課
1-14	高内委員	改定計画（原案）について県民意見を募集する際、できるだけ多くの方々に意見をいただける方がいいでしょうから、意見募集の告知の仕方や期間などについて十分に練ることができるとよいのではと思います。意見を寄せてくださる人数は多いに越したことはないでしょうし、年代、性別、職業なども幅広い方が良いと思います。それだけ多くの方に食の安全・安心に関心を持っていただけるという証左にもなるのではと思います。	県民意見募集については、「新潟県県民意見提出手続（パブリック・コメント手続）に関する指針」に基づき県ホームページへの掲載、報道発表、関係団体（事業者、消費者）への通知、地域振興局等での閲覧・配布を実施します。 また、このほかに、メールマガジンや店頭掲示板を活用して広く周知する予定としています。	生活衛生課
1-15	山本委員	令和３年12月に改定計画の原案について県民意見を募集する予定でありますが、具体的にどのような方法で募集していくのでしょうか。（紙面、メール、インターネット、ＳＮＳ等） また、最低でも、どれほどの数の意見を必要とされるのでしょうか。		
1-16	青木委員	食品衛生法の改正に伴う大きな取組はあるのでしょうか。また改正の大きな目玉は何か。 HACCP制度による県内製造業の規模別（従業員数）、業種別に見た達成状況については、また取組に不安な事業者へのアプローチは、いかがでしょうか。	今回の食品衛生法改正の主なポイントは、令和３年６月から原則すべての食品営業者に「HACCPに沿った衛生管理」の実施が求められる制度が始まったことであり、県としては、この制度を関係営業者に定着させるための普及啓発が大きな取組となります。 食品営業者全体の自主衛生管理の向上につながる重要な取組であることから、次期計画に盛り込みたいと考えています。	生活衛生課

別紙２

第23回にいがた食の安全・安心審議会の議題における委員からの御意見等

議題２　にいがた食の安全・安心基本計画の進捗状況について

No.	委員名	御意見	委員からの照会に対する回答	回答担当課
2-1	浦上委員	新潟県の食品が安全と思う県内外の住民の割合の調査について、この4年間で誤差範囲に含まれる変化しかない。回答が「安全だと思う」の側に偏っているためであり、変化を知るためには設問が適切でないと思います。 この数字は、資料2-3のホームページ閲覧数と同様に、食品スキャンダルによって上昇する傾向があるのではないでしょうか。だとすれば、成果指標としての意義自体が疑問となります。	成果指標の値については、アンケート調査会社に委託し、新潟県民約500人及び首都圏住民（東京、千葉、埼玉、神奈川）約500人を対象に、インターネットによるアンケートを実施して把握しています。アンケート回答者は、新潟県・首都圏ごとに、男女別、年齢構成、居住地域を人口割で平準化して選定されています。 高内委員御指摘のとおり、この指標は、回答者が新潟県産食品にどの程度関わりを持っているかに影響を受けると考えられますので、今後必要に応じてアンケートの設問を見直し、分析していきたいと考えています。 また、浦上委員御指摘のとおり、この指標は、食品にまつわる県内外の不祥事や事故の発生にも影響を受けると考えられます。この点を踏まえて、成果指標の意義と今後の目標設定について検討していきたいと考えています。 なお、横尾委員から御質問のあった指標値の増減の判断ですが、標本調査である以上、誤差を考慮したうえでの判断となります。委員御指摘のとおり、誤差を上回るほどの大幅な数値の増加を目標とすることが現実的であるかを検討すべきであり、この４年間の指標値が安定的に高い状態を維持していることの評価も行った上で、次期の目標を設定していくことが適切と考えています。	生活衛生課
2-2	高内委員	結果の数字については確認いたしました。 成果指標は県内、県外（首都圏）のいずれも「横ばい」と言うことですが、この結果をまとめる基になった調査の方法（いつ、どこで、どのように実施されたのか、調査対象や母数、有効回答率など）を知りたいです。前回、前々回･･･との整合性を取るために、調査方法はほとんど変化ないのではと推察するものの、そうだとしたら「問　あなたは新潟県内で生産・加工・製造された食品の安全性についてどのように感じていますか」という本題にいきなり食い込むのはいかがかと思います。最初に新潟県産の食品を買う・食べる頻度を聞いた上で、本題に入ると安全・安心についての本質的傾向が見て取りやすいと思います。つまり、よく食べる人とそうでない人との間に明確な差があれば、そこを食の安全・安心に関する行政の出発点とするべきではないかといつも感じます。計画改定に合わせて、調査の方法も何らか改善できないものかと思います。		
2-3	横尾委員	資料2の中で計画全体の達成度を測る成果指標を「新潟県内で生産・加工・製造された食品が安全だと思う県内外の住民の割合」として基準年（H29年度）からの推移及び最新値（R2年度）が記載されております。 最新値は第22回審議会と同様の「R2年度数値」ですが、今年度資料では標本誤差の範囲を掲載され、評価としては「横ばい」としていますが、基準年に対して何%増加したら「増加した」に該当すると判断されるのでしょうか？誤差を加味するとなると「基準年の上限87.5%に対して誤差下限が上回った場合」ということなのでしょうか？ 下がった場合は誤差の範囲と言えますが、逆に上がった場合も誤差の範囲になってしまい「増加させる」ことへの達成が困難になることはないでしょうか？ 「86.8%」というのはR1年度より若干低下しましたが、単純に考えても決して低いとは思わないですし、令和3年度の最新値がどうなるかにもよりますが評価はどうするのでしょうか？		

別紙２

第23回にいがた食の安全・安心審議会の議題における委員からの御意見等

議題２　にいがた食の安全・安心基本計画の進捗状況について

No.	委員名	御意見	委員からの照会に対する回答	回答担当課
2-4	城委員	計画全体の達成度を測る指標である「新潟県内で生産・加工・製造された食品が安全だと思う県内外の住民の割合」は、県内／県外ともに横ばいだが非常に高い数値を維持できており、計画は十分に達成できていると思います。	現行計画の期間中（平成29年度から令和３年度末まで）に食の安全を大きく脅かすような大規模な食中毒や食品偽装等の事件・事故が特になかったことを背景として、食の安全を確保するための事業者、行政の様々な取組により、指標値が安定的に高い値で推移してきたものと考えられます。指標値のはっきりとした増加はみられなかったものの、御意見のとおりこの計画の目的は一定程度達成できているものと考えております。	生活衛生課
2-5	高内委員	指標１の認証ＧＡＰ取得農場数ですが、県内販売農場数66601戸に対し目標が120というのは非常に小さいという印象を受けます。販売農家といっても自家消費中心から専業まで幅があると推察しますので、専業的な農業経営中心の農家戸数に対してＧＡＰ取得農家がどの程度の割合になるのかを知りたいと思いました。	県の農業経営基盤強化促進基本方針に基づく経営体※1に占める認証GAP取得農場※2の割合は約1.9%となっております。 一方で、一般社団法人日本GAP協会が公表しているJGAP及びASIAGAPの認証取得農場数について、米において本県は福島県に次いで全国で２番目となっています。また、全品目では全国で15番目ですが、近年は園芸品目のGAP認証取得も増えてきており、引き続き認証GAP取得農場の増加に向け取組を推進していきます。 （※1 経営体…主たる従事者が他産業並の労働時間で他産業と遜色のない所得を確保できる農家や法人のこと。R元年度末時点で6,386経営体） （※2 認証GAP取得農場…当県で把握できるJGAP、ASIAGAP、GLOBALG.A.P.を取得した農場の数）	経営普及課
2-6	田村委員	オリンピックやパラリンピックへの食材提供のためGAPの取得が必要になったところがあったのでしょうか。	GAP認証を取得した農産物は、オリンピックやパラリンピックにおける農産物の調達基準を満たすものとして扱われております。 しかしながら、オリンピックやパラリンピックへの食材提供者については公表されておらず、当県では把握しておりません。	経営普及課

別紙２

第23回にいがた食の安全・安心審議会の議題における委員からの御意見等

議題２　にいがた食の安全・安心基本計画の進捗状況について

No.	委員名	御意見	委員からの照会に対する回答	回答担当課
2-7	小林委員	事業名「食品衛生監視指導計画に基づく監視指導」には、飲食店や製造業、販売業等に対する指導、添加物の適正使用の指導、食品表示の監視指導が全て含まれていると思って良いでしょうか。回数、人数の欄に同じ数字が入っていました。	県では、食品衛生法に基づき「新潟県食品衛生監視指導計画」を毎年度定めており、委員御指摘のとおり、その内容には保健所による飲食店等の事業者への指導、食品表示に関する監視、講習会の実施等を含んでいます。	生活衛生課
2-8	山本委員	新型ウイルスの影響で、飲食業、製造業、販売業に対する監視指導を行えた回数が前年（令和１年）より減少してしまいましたが、今後、新潟県民全体にワクチン接種が行き渡り、効果が出てくるまでの間、どのような方法で監視指導を具体的に行っていこうと考えていらっしゃいますか。	新型コロナウイルス感染症の流行状況及び対象事業者の受入体制等に十分配慮したうえで、マスク着用や体調管理等の感染防止策を講じながら、可能な範囲で実施していきたいと考えています。	生活衛生課
2-9	高内委員	指標７についてウイルス禍の影響もあるのでしょうが、農薬販売店が減少しているということはないのでしょうか。取扱店が減っていれば従事者も減っていると思うので、単純に目標数値に対する達成率ではかっていいのかどうかと素朴な疑問が湧きました。指標20と関連することでもあります。	御意見のとおり、農薬販売店舗数は、近年減少傾向にあります。 このため、単純に目標数値に対する達成率ではなく、現状を改めて分析し、適切な指標を検討してまいります。	農産園芸課
2-10	浦上委員	食品の放射性物質検査について、山林にはまだ放射性物質が残っていると聞きますが、ほとんどの検査では、安全な数値が数年間維持されているのではないでしょうか。であれば、検査対象を絞る時期に来ているのではないでしょうか。	これまで当県では、平成23年に発生した福島第一原発事故以降、県内産、県外産の様々な食品について放射性物質検査を実施してきましたが、検出状況に応じて検査計画を定期的に見直し、現在では一部のきのこ、山菜等に絞って検査を継続しています。現行計画では、「施策６　食品等の放射性物質検査の実施」として記載しているところですが、次期計画では現状に合わせて内容を整理した形で記載したいと考えています。	生活衛生課

別紙２

第23回にいがた食の安全・安心審議会の議題における委員からの御意見等

議題２　にいがた食の安全・安心基本計画の進捗状況について

No.	委員名	御意見	委員からの照会に対する回答	回答担当課
2-11	浦上委員	ホームページ閲覧数について、達成率は目標値の4割であり、「大きな事件がなかったため」というのが理由付けとなっている。であるなら、事件があれば目標を達成できることになり、目標とすることに意味がないように感じます。	現行計画の期間中（平成29年度から令和３年度末まで）に食の安全を大きな脅かすような事件・事故がなかったことがホームページ閲覧数減少の一因と考えられますが、御意見を踏まえ、次期計画においてこのままホームページ閲覧数を取組指標とすることが妥当かどうか検討していきたいと考えます。 なお、ホームページは情報発信の重要な手段であることから、閲覧数を取組指標にするかどうかに関わらず、より多くの人に閲覧を習慣化していただけるよう内容を工夫していきたいと考えています。	生活衛生課
2-12	城委員	ホームページの閲覧数や県からの情報提供を知っている割合が減っているのは、最近、食に関する大きな事件や事故もなく、皆さんが安心して食生活を送っているからではないかと思います。閲覧されていないから情報提供を怠って良いという訳ではないので、引き続き情報を発信し続けることが大事だと思います。		
2-13	高内委員	指標９について、減少していることについての補足説明にあることはそのとおりなのでしょうが、やはりこれだけ少ないのは考えた方がいいのではないでしょうか。閲覧を習慣化していただけるような情報の提供の仕方、コンテンツを工夫することで数字を上げることが可能かどうかご一考いただけるといいのではと感じました。		
2-14	山本委員	県ホームページ「食の安全インフォメーション」の年間閲覧数を閲覧数として出すだけでなく、割合としても出した方が分かりやすいと考えます。（前年と比較し、何パーセント増減があったか） そのため、目標値も閲覧数ではなく、割合で出した方が良いと考えます。（前年より何パーセント増加していきたいか）		
2-15	小林委員	「知る安全」（施策９、10）情報発信について、更新頻度を高くすることで情報を受ける側の閲覧数等が増えると思いますので、検討ください。		

別紙２

第23回にいがた食の安全・安心審議会の議題における委員からの御意見等

議題２　にいがた食の安全・安心基本計画の進捗状況について

No.	委員名	御意見	委員からの照会に対する回答	回答担当課
2-16	小林委員	（施策11）試食会や大勢が集まる勉強会がむずかしい状況です。コロナ禍での対応策を充実させてほしいと思います。	これまでの集合形式での開催だけでなく、インターネットを活用する意見交換の方法を検討していきます。	生活衛生課
2-17	高津委員	食品表示ウォッチャーの活動状況について、県のホームページで３月25日以降更新されてないですが、このコロナ禍で全く活動していないのでしょうか。	今年度も食品表示ウォッチャーの皆様には、日頃のお買い物の中での食品表示の調査と報告をお願いしております。 県のホームページには、ウォッチャー制度の内容や年間調査店舗数等を公表しており、毎年３月に当年度の活動状況を公開させていただいています。	食品・流通課
2-18	田村委員	コロナの影響を強く受けた結果が出た印象がありました。 イベントや研修会など中止になったものがあったのかを知りたいと思いました。	県では、食の安全・安心に関するテーマで意見交換会を開催し、消費者や食品関連事業者との積極的な意見交換に取り組んでおり、令和元年度には、手洗い教室の出張や販売店と協力して食品売場の体験、きのこ講習会等を実施してていましたが、令和２年度にはこれらの多くが実施できませんでした。	生活衛生課
2-19	城委員	食育ボランティア登録数や農薬管理指導士認定者数などの指標は、現状を改めて分析し、必要に応じて適正な指標を検討すべきです。	実際に行った食育活動に関する指標として、現新潟県食育推進計画における「活動した食育ボランティアの人数（延べ）」への修正を検討します。(食品・流通課) 制度発足から30年以上が経過し、退職等により資格を更新しない方がいることから現状を改めて分析し、適切な指標を検討してまいります。（農産園芸課）	食品・流通課 農産園芸課

別紙２

第23回にいがた食の安全・安心審議会の議題における委員からの御意見等

議題２　にいがた食の安全・安心基本計画の進捗状況について

No.	委員名	御意見	委員からの照会に対する回答	回答担当課
2-20	高内委員	指標17の減少傾向には1000人を超える規模で登録されていた団体から更新の辞退があったためとありますが、それはどんな団体でなぜ辞退されたのか、その団体に代わるような団体はないのかが気になりました。食育は大事だと思います。	新潟県栄養士会が、これまで1,000人超規模で団体登録をしていましたが、今後会員の協力を栄養士会として約束することは難しいとして第８期の更新を辞退されました（会員個人での登録は妨げない）。 食育ボランティアの募集については、現在の登録者に対する登録継続依頼のほか、農業関係団体や市町村単位で食育の推進に取り組む団体等に対しても制度の周知及び登録の働きかけを実施しております。	食品・流通課
2-21	高内委員	指標19のＨＡＣＣＰは食の安全の要になる制度だと思います。ウイルス禍の今は仕方ないと思いますが、状況が落ち着いたらこれは力を入れた方がいいのではないでしょうか。	No.1-16の回答のとおり	生活衛生課
2-22	城委員	個々の取組指標については基準年より減少しているものが多くなっていますが、その理由の多くは新型コロナによるものであり、やむを得ないのではないでしょうか。		
2-23	高内委員	取組指標については、新型コロナウイルス感染が広がっている状況では、講習会などが開きにくかったり、開いても参加していただきにくかったりして、低くなっている項目があることは理解します。講習会だけではなく保健所関係の方々は食品行政に力を割きにくい状況がずっと続いていることも想像に難くありません。2020（令和２）年度についての特殊状況が数字にも反映されていると改めて感じました。		
2-24	光永委員	取組指標の値が減少したものが10とのことですが、それぞれの理由については、適当な補足説明がなされていると思います。		
2-25	津野委員	新型コロナウィルス感染症の影響による計画の中止や予定変更を余儀なく され大変だったと思います。そのような状況下において、成果指標の分析が困難なものもありますが、反面、見えてきたものもあると思いますので、その点に着目していくことも大切と思います。		

別紙２

第23回にいがた食の安全・安心審議会の議題における委員からの御意見等

議題２　にいがた食の安全・安心基本計画の進捗状況について

No.	委員名	御意見	委員からの照会に対する回答	回答担当課
2-26	横尾委員	全体指標や取組指標それぞれの進捗状況を見ても「指標の設定内容と目標値」の設定時及びその後の情勢変化もあり、結果から「全体で低調である」との評価に見えます。 特に、取組指標毎の進捗状況ではコロナ禍でイベント等の開催が制限されたこともあり、評価が難しい（あるいはできない）状況にあり、かつ、様々な施策を実施しているにも関わらず指標で結果が見えないことが残念です。 今年度が次期計画の改定にもあたることから、アフターコロナも想定した指標として成果が見えやすく、取り組み意欲が出るような見直し等について検討をお願いいたします。	御意見のとおり新型コロナウイルス感染症の流行に伴い集合型のイベントの開催が制限される状況等も考慮し、食の安全・安心の情報発信のあり方として集合形式以外の方法で開催を検討、実施していくことを次期計画に盛り込みたいと考えています。	生活衛生課
2-27	小林委員	取組指標の項目では、「新型コロナウイルス感染症の影響」という文言が大変多く使用されています。 次年度はwithコロナ、アフターコロナも念頭に置き、できることでの達成度を測ってほしいと思います。		
2-28	青木委員	食品業界を取り巻く状況において、製造・営業活動に何らかの規制のもとで、それぞれ思うような生産活動ができない状況に立たされているのではないでしょうか。 コロナ禍での内容を踏まえて、施策の見直し、方向性について軌道修正する内容をも視野に入れて検討する必要性はないか。		

別紙２

第23回にいがた食の安全・安心審議会の議題における委員からの御意見等

議題３　にいがた食の安全・安心基本計画の改定方針（案）について

No.	委員名	御意見	委員からの照会に対する回答	回答担当課
3-1	浦上委員	「必要に応じて目標設定を見直す」となっているので、「安全と思う住民の割合」「ホームページ閲覧数」をご検討いただきたい。	御意見を踏まえ、検討します。	生活衛生課
3-2	横尾委員	難しいこととは存じますが、「目標設定の見直し」「取組指標の見直し」等に取り組みをお願いいたします。	御意見を踏まえ、検討します。	生活衛生課
3-3	城委員	改定方針（案）に基本的に賛成します。なお、現行の成果指標の達成度は100％に到達していないものの、数値的に安定的に高い状態を維持しており、これ以上数値を上げことは困難と思われます。そこで新たな成果指標を考えるというのも一つの手段とは思いますが、個人的には「新潟県で生産・流通・消費される食品の安全性を高め、消費者の信頼を得て、安心して食べてもらう」という基本計画の目的の達成度を測る指標として現行の成果指標は適切であると考えます。そこで、成果指標を変えるのではなく、指標値として現在の「安全だと思う」、「どちらかと言えば安全だと思う」の合計値について高い値をキープすることに加え、「どちらかと言えば安全とは思わない」、「安全とは思わない」の合計値をゼロに近づけることを指標値としてはどうかと思います。アンケートの際には「どちらかと言えば安全とは思わない」、「安全とは思わない」を選択した回答者にはその理由も記載してもらっていると思うので、その意見を参考に不安解消のための施策を検討し、安心して食べてもらえるよう努力を重ねると良いのではないでしょうか。	No.2-4の回答のとおり	生活衛生課
3-4	高内委員	現在の状況では計画期間の１年延長は妥当であり、改定方針案についても賛同いたします。ただ、１年延長でウイルス禍が何とか収束方向に行くのかが見通せない状況になっていることが気になります。といってこれ以上の延長は適切ではないでしょうから、ワクチン接種の普及などで状況が改善されることに期待します。食の安全・安心は重要なテーマなのに、今は新型コロナウイルスに多くの人の関心が集中してしまい、相対的に関心が薄らいでいる状況を憂慮しています。		

別紙２

第23回にいがた食の安全・安心審議会の議題における委員からの御意見等

議題３　にいがた食の安全・安心基本計画の改定方針（案）について

No.	委員名	御意見	委員からの照会に対する回答	回答担当課
3-5	田村委員	まだまだコロナの影響は続くと思います。 イベントなどは対面参加型ではなく、オンラインなどの企画を増やす必要があると思います。 また、ひきこもり需要もあるので、HPなども家庭での食中毒予防や食の安全・安心に対する内容を強化してもよいと思いました。 知らない県民に対して知ってもらうことを私も含めて考える必要があると感じました。	御意見のとおり新型コロナウイルス感染症の流行に伴い集合型のイベントの開催が制限される状況等も考慮し、食の安全・安心の情報発信のあり方として集合形式以外の方法で開催を検討、実施していくことを次期計画に盛り込みたいと考えています。	生活衛生課
3-6	石田委員	HACCPに基づく衛生管理の普及については、積極的に現場訪問を実施し、認知、指導をお願いします。 現状の取組で何が足りないのか、好事例の紹介も併せて、推進をお願いします。	御意見を踏まえHACCPに沿った衛生管理の効果的な普及手法について、県内12保健所の間で好事例の情報共有と意見交換を図りながら推進していきたいと考えています。 （基本計画における位置づけは、No1-16の回答のとおり）	生活衛生課
3-7	小林委員	目標設定、取組指標等見直しが検討された場合は、柔軟かつ臨機応変な対応をお願いします。	御意見を踏まえ、検討します。	生活衛生課
3-8	津野委員	方針案に賛成です。 特に、⑶⑷について重要になってくると思います。引き続きwithコロナで、社会環境・情勢が大きく変化しつつあると思われますので柔軟に受け止めながら進めて頂きたいと思います。	御意見を踏まえ、検討します。	生活衛生課
3-9	青木委員	改正方針（案）について、主な改正項目についてご説明いただければと思います。また、改正に至った経緯について、キーワードになる内容も合わせて、ご提示いただければと思います。 また、県民の皆さまへの情報提供、PR方法についての具体的な進め方等に、更に県民の「食の安全・安心」への意識調査や、何が一番知りたいのか等のアンケートの実施について。	次期計画案のたたき台については、第24回審議会において改正項目及びその概要を御説明いたします。	生活衛生課
3-10	小杉委員	意見に賛成します。		